

第 3 回 まちづくり常任委員会会議録

令和 4 年 7 月 1 3 日 (水)

委 員 会 議 室

○会議日程

- 1 開会宣告 (10時00分)
- 2 調査事項
 - (1) 保健福祉課、企画政策課、産業振興課所管
 - ①緊急経済対策事業について
幌延町民臨時生活支援事業 (保健福祉課)
幌延町商工業事業継続緊急支援事業 (企画政策課)
幌延町営農用化学肥料購入支援事業 (産業振興課)
 - (2) 教育委員会所管
 - ①幌延町スポーツ少年団全国大会出場に関する補助について
- 3 その他
- 4 閉会宣告 (11時05分)

○出席委員 (7名)

| | | |
|------|----|------|
| 委員長 | 3番 | 斎賀弘孝 |
| 副委員長 | 2番 | 佐藤忠志 |
| 委員 | 1番 | 高橋秀明 |
| 委員 | 4番 | 植村敦 |
| 委員 | 5番 | 無量谷隆 |
| 委員 | 7番 | 西澤裕之 |
| 委員 | 8番 | 高橋秀之 |

○出席説明員

| | |
|---------|------|
| 町長 | 野々村仁 |
| 副町長 | 岩川実樹 |
| 総務財政課長 | 早坂敦 |
| 企画政策課長 | 角山隆一 |
| 産業振興課長 | 山本基継 |
| 農林G主幹 | 新野貞治 |
| 社会教育G主幹 | 田村浩希 |
| 保健福祉係長 | 斉藤徹 |

議会事務局出席者

| | |
|------|------|
| 事務局長 | 岡田英樹 |
| 主任 | 横山薫 |

(10時00分 開 会)

齋賀委員長

皆様おそろいのようなので、まちづくり常任委員会を始めたいと思います。
無量谷委員はこれから来ますということです。
それではただいまより令和4年第3回まちづくり常任会を始めます。
開会に当たり町長にご挨拶をいただきたいと思います。

野々村町長

おはようございます。
第3回の常任委員会にお集まりをいただきありがとうございます。
本日の案件自体は、20日に行われる臨時議会に向けて、これまで課内で調整をして、ようやく案がまとまりましたので、本日皆さんに常任委員会の場でご説明をして、ご意見をお聞きしたいと思っております。
案件は3件、それぞれ緊急対策支援の在り方について提案をさせていただくことと、「教育委員会」の所管であります、スポーツ少年団が全国大会に行くという、晴れ舞台に行くような形となりました。そのための補助についてということで、盛りだくさんの案件でございますが、ご審議をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

齋賀委員長

ありがとうございました。
それでは早速調査事項に入りたいと思います。
まず1「保健福祉課」「企画政策課」「産業振興課」所管の「緊急経済対策事業」についてであります。3点ありますがまず全体的な流れを岩川副町長から説明いただいて、そのあと課ごとの説明、質疑応答したいと思いますのでよろしくお願いします。
それでは副町長お願いします。

岩川副町長

1点目の「緊急経済対策事業」について、複数の課の所管に係る案件ですので、前段の説明を私から、そして事業内容の説明については各担当課から説明させていただきます。
資料の方をご覧ください。国の対策と2枚目3枚目は北海道の対策となります。
それでは説明させていただきます。
日本の経済は長期に及ぶ感染症の影響に加え、ロシアによるウクライナ侵攻などの影響により、原油や穀物等の価格が高い水準で推移し、食料、飼料、肥料原料、化石燃料や半導体原材料等の物資の安定供給が滞り、コロナ禍からの経済社会活動の回復の足取りが大きく阻害されかねない状況にあります。
このため、政府は今後の原油価格や物価高騰等によって、既にコロナ禍で経済的に厳しい環境に置かれた生活者や、特に影響を受ける業種の中小・小規模事業者等に対

する支援など、直面する物価高騰による影響を緩和するための対応を緊急かつ機動的に実施するとして、今年4月26日にコロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を策定しました。

また、北海道に於かれましても、国の趣旨を踏まえながら本道経済への影響緩和や活性化に向けて緊急経済対策を実施するとして、7月1日に「コロナ禍における価格高騰等緊急経済対策」策定を決定しております。

こうした状況を踏まえ、幌延町といたしましても、速やかに「緊急経済対策事業」を実施し、コロナ禍において原油価格や電気、ガス料金を含む物価の高騰を受けた生活者や事業者の負担の軽減を図る必要があると考え、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」等を活用して、北海道の施策に上乘せする形や幌延町独自の形で対策事業を検討し、来週開催予定の町議会臨時会に一般会計補正予算案第2号を提案することといたしました。

今回、提案させていただく対策事業は、三つございまして、一つ目は、町民の生活支援として「幌延町民臨時生活支援事業」二つ目は、事業継続に向けた支援として「幌延町商工業事業継続緊急支援事業」三つ目は、農業原材料等の価格高騰対策として「幌延町営農用化学肥料購入支援事業」を実施させていただきたいというものです。

尚、各事業内容の説明はそれぞれ担当課から説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

斎賀委員長

ありがとうございました。それでは、それぞれ担当課から説明いただきたいと思います。

まず最初に「保健福祉課」お願いいたします。

(無量谷委員出席)

斉藤保健福祉係長

「保健福祉課」から「幌延町民臨時生活支援事業」につきまして、お手元に配布させていただいております資料「緊急経済対策事業（幌延町民臨時生活支援事業）について」に沿ってご説明します。

本事業はコロナ禍において原油価格や電気、ガス料金、食糧品等の物価高騰の影響を受けている町民皆様の生活、暮らしを支援すること目的とし、町民1人あたり1万円から1万2千円の現金給付を行うものとなります。

(1) 給付対象者は、令和4年7月1日現在、本町の住民基本台帳に登録されている町民2,918人となります。

(2) 給付額は、1人あたり一律1万円です。これに加え、物価高騰の影響をより受けられていると考えられる低所得世帯、住民税非課税世帯に属する高齢者及び障害者に対し、1人あたり2千円を上乘せします。

ただし、「施設入所者」と「低所得者の子育て世帯」につきましては、上乘せ対象

から除きます。その理由は、施設入所者については施設に支払う入居費や給食費が据え置かれていることから、物価高騰の影響が少ないと判断されるためです。また、低所得の子育て世帯については「対象児童」に対し、「子育て世帯生活支援特別給付金」が、国と北海道から既に支給されているためです。

(3) 給付方法は、世帯員分を一括して世帯主が指定する口座に送金します。

(4) 申請受付及び給付の時期は、①令和2年度に実施された「特別定額給付金」を本町から給付を受けた世帯で同一口座への送金を指定する世帯は申請不要とし、プッシュ型という形で、8月下旬の支給を目指します。②それ以外の世帯、例えばですが、本町で定額給付金を受給していない世帯等はプッシュ型送金ができないため、8月上旬から9月下旬にかけ申請を受付し、申請月の翌月下旬までの支給を目指します。

(5) 「事業費総額」は、2,251万円で、「経費内訳」につきましては、次ページ(6)「経費積算資料」に記載のとおり、「事業費」これは給付費になりますが、2,242万円、「事務費」は郵送料として約9万円となります。「事務費」の振込手数料は「稚内信用金庫」のご協力を得られることとなり、予算は不要としております。

なお、本事業の財源につきましては、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」と、北海道の「市町村高齢者世帯生活支援事業補助金」を活用いたします。

以上、概要説明とさせていただきます。

斎賀委員長

それでは最初に「幌延町保健福祉課」の「緊急経済対策事業」の説明がありましたので、このことについて委員の皆さんから意見を伺いたいと思います。

質問意見のある方は挙手をして、指名をされてから意見を述べてください。

無量谷委員

一つ聞きたいんですけど、こういう事業というのは高額所得というか所得税を払ってる人は対象外ということが結構あるんですけど、この事業はそういうことは該当になるのか、ならないのか。

斉藤保健福祉係長

ただいまのご質問にお答えいたします。

高額所得の方も対象となり、全町民が対象になるということになります。

岩川副町長。

今回の給付金ですね、北海道の給付では、高齢者と障害者のおられる住民税非課税世帯ということで、非常に低所得者層に対しても物価高騰の影響をより多く受けている方に対しての給付ということで、限度額6,000円ということであったんですが、それは、市町村がそれに対して事業を行えば北海道も補助しますよという形だったんですけども、今回幌延町は更に独自に、そこに給付されない方々も均等に1万円、給付しようという考えで、所得の多寡にかかわらず、一律1万円給付したいという

考えで実施しようとするものです。

斎賀委員長

ほかにありませんか。

高橋秀之委員

この給付額の1万円と1万2千円は、何を基準にしてこの金額が決まったのか教えていただきたいんですけども。

斉藤社会福祉係長

一律給付額1万円、そして1万2千円、2千円上乗せした理由についてお答えいたします。

まず、1万円の理由ですが、総務省統計局のデータによりますと、北海道でひとり暮らしをする際の生活費のうち、食費と電気ガスほか、燃料費の合計が月額でおよそ4万7千円。年間で12か月掛けますと56万4千円になると試算されております。これに令和4年3月末の消費者物価指数103.4%を参考に積算しますと、その金額が1万9,176円の負担増になっていると積算がなされておりました、補助としてその2分の1相当、約2万円の半分の給付額ということで1万円というふうに積算いたしました。

また、今回の事業の財源としております「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の交付内示額が2,900万円となっていることを踏まえてこの金額にさせていただきました。

それと、上乗せ額のうち2千円とした理由につきまして、一律給付額を負担増の想定額の、先ほど半分というふうに、5割相当額としたことから、その1割増、6割相当の給付として差額を追加、2千円したという考え方でございます。

また、北海道の補助金の事業費の上限額が1万2千円というふうになっておりまして、こちらのほうにも合わせた形となっております。

斎賀委員長

ほかに意見ありませんか。

(一同無言)

ないようですので「保健福祉課」の「幌延町民臨時生活支援事業」については、一度ここで閉じたいと思います。

続きまして「企画政策課」「幌延町商工業継続事業緊急支援事業」これについての説明を求めたいと思います。

角山企画政策課長

それでは、私から「緊急経済対策事業」として実施する「幌延町商工業事業継続緊急支援事業」についてご説明いたします。お配りしたA4横の資料をご覧ください。

本事業につきましては長引く新型コロナウイルス感染症拡大の影響に加えまして、ウクライナ侵攻等による影響、こちらによる原材料及び資材等の価格高騰の影響が

顕在化し始めていることをふまえて、これら影響を受けている町内事業者を対象に、北海道が別に「緊急経済対策」として実施する「道内事業者等事業継続緊急支援金支給事業」に対する上乗せの支援金を町が給付しようとするものでございます。

給付対象者は町内に本社、本店等の事業所が所在し、商工会員の中小、小規模企業及び個人事業主としております。

給付の対象要件でございますけれども、道の支援金事業と同一要件としておりまして、一つ目が令和3年11月以降のいずれかの月の売上が過去3年さかのぼって、平成30年11月から令和2年3月までの同月比で20%以上の減少がみられること。もう一つが令和3年11月以降のいずれかの月に購入した事業活動の主要な原材料等の単価が、前年同月の単価よりも増加しているということ。これら要件のいずれかに合致する場合、申請により、法人10万円、個人事業主5万円が道から給付されますので、町はこの道事業の上乗せ支援金として更に、法人であれば10万円、個人事業主であれば5万円を給付しようとするものです。

申請方法は、商工会へ申請書を提出する方式とし、申請期間については対象者の申請作業が煩雑にならないよう、道の支援金事業のスケジュールに合わせて設定することを考えておりますが、現在、道に確認したところまだスケジュールが見えていないのでそれに沿った形で実施を考えております。

最後に、本事業に係る予算規模でございますが、給付対象予定者を商工会に確認のうえ、法人16、個人16、計32件と見込み、これらに係る給付金240万円を補正予算に計上する予定です。

以上、「緊急経済対策事業」「幌延町商工業事業継続緊急支援事業」に係る説明といたします。

斎賀委員長

ありがとうございました。

ただいまの「幌延町商工業事業継続緊急支援事業」これについて委員の皆さんから意見を伺いたいと思います。

指名を受けてから発言してください。

(一同無言)

ないようですので商工業のほうもここで置いときますので次、3点目「産業振興課」「幌延町営農用化学肥料購入支援事業」これについて説明を求めたいと思います。

新野農林グループ主幹

農業分野における「緊急対策事業」としまして、「幌延町営農用化学肥料購入支援事業」について資料1に基づきご説明のほうをさせていただきます。

まず本事業の目的ですが、国際的な需要の高まりや国際情勢の不安、為替等の影響により化学肥料原料が高騰し、令和4肥料年度、令和4年6月から令和5年5月までの期間になりますが、こちらの肥料価格が過去最高の値上げとなったことから、農業

者が直面する肥料価格高騰に対する負担軽減を図ることを目的に化学肥料購入費の一部を補助するものでございます。

ちなみに、令和3肥料年度を100とした場合からの値上げとしまして78.5%の上昇となっております。

続いて事業の内容についてご説明いたします。事業のイメージ図と併せてご覧ください。

対象者については「JA幌延町」の組合員で、現に農業経営を営む個人又は法人としております。

次に対象事業ですが、令和5年営農用として「早期購入申込み」などにより令和4年6月から12月までの間に納品、発注された化学肥料の購入とします。

次に対象とする化学肥料の種類ですが、資料3に記載する単肥肥料、複合肥料等としております。補助率については定額とし、化学肥料1トン当たり3,125円としております。ただし、1トン未満は切捨てといたします。

本事業については北海道で補正対応のありました「化学肥料購入支援金給付事業」と同額の補助額となるように設定しております。

事業期間は令和4年度、予算額については2,400トンを見込みまして750万円を計上させていただきたいと思っております。

なお、資料の6にございます国及び北海道の支援策を記載しております。特に北海道で補正対応のありました「化学肥料購入支援金給付事業」の概要については、2ページ以降に添付しておりますが、要綱・要領等の詳細が示されておられません。現在示されている北海道の事業スキームには市町村を経由するような給付事業となっていないことから、本事業については町単独の補助事業と現在のところしております。今後、国、北海道の支援策の詳細によっては上乘せ補助の形が取れる場合は、事業スキームを変更するというようなことも考えられますので、その部分を申し添えたいと思っております。

以上、「幌延町営農用化学肥料購入支援事業」に係る説明を終わりたいと思っております。

斎賀委員長

はい、ありがとうございました。

では「幌延町営農用化学肥料購入支援事業」、このことについて委員皆さんから意見を伺いたいと思っております。指名されてから発言してください。

植村委員。

農協が窓口ということなんだけども、科学肥料に関してはいろんな、商系の業者が、町内に入って商売しているという当然、農協、JA、小売り業者、JAが関与した部分のみという形にならざるを得ないのかなと思うんですけども、その辺の考え方はどうなってますか。

新野農林グループ主幹

本事業ですね、農協さんとも、打合せを少しさせてもらいまして、商系のほうも対象にするということで、商系のほうも農協に売上げ伝票を回して、農協経由で支払いしていただければ、数量等、把握できるということで、商系についても本事業の対象にしたいというふうに考えております。

植村委員

あくまでも、そうしたら農協経由で精算したものに限るということなんですよ。直接農家と商系の取引は認めないと。

(新野農林グループ主幹：はい)

斎賀委員長

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので「緊急経済対策事業」改めて三つ通してありましたら、委員の意見を伺いたいと思います。

西澤委員

1点だけお願いします。最初の「緊急経済対策事業」「幌延町民臨時生活支援事業」なんですけれども、現金給付をするということで、今までは幌延町の商品券なども織り交ぜながら、こういう対策をしてきたかなというふうに思いますけれども、例えばその商品券を使うというような考えはあったのか、なかったのか、お伺いします。

斎藤社会福祉係長。

現金支給とした理由と商品券のほうには考え方があったのかどうかに対してですが、協議の中で現金支給と商品券というのは両方を持った形で協議は始まりました。その中で現金支給としたのは、スピード感を持った給付というのが1番最初にありまして、クーポン券、商品券だと印刷等の準備に時間が要することであったり、一方で、現金支給だと令和2年度に実施された特別定額給付金の送金先データを活用できるということで、積極的にプッシュ型の支給が可能ということで、スピード感があるというふうに判断して現金を選んだ理由の一つとなります。

二つ目ですが、昨年度実施した子育て世帯への「臨時特別給付金」を実施する際に現金給付を望んでいるという声が町民に多かったというようなご意見をいただきまして、全額現金給付という形を考えました。

三つ目ですが、北海道の補助金を活用する実施になるため、商品券での支給とした場合、あくまでも使用実績に基づいた補助となることから、給付後の精算処理が煩雑になるという事情もございまして、事務処理にも時間を要することもありまして、現金給付というふうな形をとった次第です。

斎賀委員長

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、調査事項1「緊急経済対策事業」についてはこれで閉じたいと思いますので、よろしくお願いします。

続いて「教育委員会」所管となります。その場で、暫時休憩してください。

(10時28分 休 憩)

(10時32分 開 議)

斎賀委員長

伊藤次長、どうぞ。

伊藤教育次長

それでは「幌延町スポーツ少年団全国大会出場」に関する補助について「教育委員会」よりご説明させていただきます。

まず資料1のほうになりますが、本町の現行での全国大会出場への補助は「幌延町文化スポーツ大会等参加補助金交付金交付要綱」により、平成27年度にスタートし、令和3年度までの7年間において、本町のスポーツ少年団に所属しつつ、近隣市町のチームでも活躍し、全国大会への出場権を勝ち取った野球と剣道の児童生徒延べ14名に対し、要綱に基づき一律2万5千円を補助してまいりましたが、年々宿泊費や交通費が高くなっており、保護者負担が増大している状況と認識しております。

一方、中学生の主な大会である「中体連」や「中文連」が主催となる大会は、全道大会や全国大会に出場した際にかかる必要経費全額を「中体連等補助金」として支援し、かつ、必要に応じてチームユニフォーム等も学校教育費予算で対応しているため、保護者の負担はほとんどない状況となっております。

しかしながら中学生でも、現在、部活動以外の活動、部活動の枠を超えて個人的に他市町村の選抜チームやセレクションで選ばれて出場する場合は、大会出場にかかる経費から町の補助金2万5千円を差し引いた残りの経費については、全て保護者が負担しているような状況です。

そして、小学生を主としたスポーツ少年団活動についても「中体連」「中文連」のような大きな補助金がないため、各市町村の補助金交付要綱に基づいた補助金のみで、保護者の負担がととも増大しているのが現状です。

そのような中で、このたび「幌延バレーボール少年団」が、本町の児童のみの単独チームで出場した「全日本バレーボール小学生大会北海道北海道大会」において、見事初優勝の快挙をなし遂げ、北海道代表として全国大会に出場することとなったことから、これまでの経緯や現況を踏まえつつ、交付要綱の見直しを図り、手厚い支援をすることにより、青少年の健全育成及び文化やスポーツにおける活動の普及、発展と明るく豊かな町民生活のより一層の向上を図りたいと考えております。併せて、子育て支援の一端と捉えております。

今回の要綱の見直しにより、今後、文化、スポーツで活動する児童生徒の励みとなり、多くの子供たちが全国大会出場を目指し、そして、なし遂げてほしいと願ってお

ります。

資料1は、改正の主な内容となっております。

1、現行の要綱の内容については記載のとおりとなっております。

今回改正をしたいと思っている内容については、2のほうの表のとおりとなっております、補助対象者については現行と同様で町内の小学生、中学生、高校生、それから補助対象となるものについては、(1)から(4)ということで、こちらのほうも現行の要綱と同じことになっております。

補助対象経費については今回改正したいということで、(1)から(5)までの項目を、今回、新たに改正するものです。

補助率を10分の10とし、適用を今年度からという形で案を考えております。

その中でその他というところ、例としてありますけれども、チームで買わなくてはいけない、また、個人で参加している場合はその参加しているチームでそろえなきゃいけないもの等については、必要経費というような形で見えていく必要があるかなというふうに思っています。

あとは文化の関係で、例えば出展するために作品を送らなければいけない、それから、コンクールに参加するために楽器等を送らなければいけないというような経費についても、今回の改正で見ることができるようになるものと考えております。

次のページをご覧ください。

資料2でございます。こちらのほうにつきましては、この度、臨時議会のほうで計上させていただきたい予算案を載せてございます。全国大会参加にかかる経費ということです。こちらのほうの日程につきましては記載のとおり8月8日から13日ということで、移動日含んでの日程となっております。

今回、大会については、東京都を中心に会場がどこになるかっていうところは組合せが決まらないうちわからない状況ですが、一応、こちらのほう東京、埼玉、神奈川、千葉県ということで会場がばらけております。

参加人員については、監督、コーチ、マネージャー、それと選手8名ということでございます。

参加団名については「幌延バレーボール少年団」ということでございます。

収入のほうでございますが、こちらのほうは「日本小学生バレーボール連盟」から選手の交通費相当分が補助されるということでございまして、それを差引きました残りの分を町補助金ということで支援してまいりたいという案でございます。

支出の部分につきましては選手監督の会場までの移動分も含めての交通費で、12万8,400円、それから監督、選手の宿泊費ということで6万1千円を計上しております。それから食事代ということで、大会参加中の昼食代ということで、こちらのほうも別途かかるということでございますので、その分を見込んで、6万6千円ということで見込んでおります。それから被服費ということで、先ほどご説明しまし

たけども、北海道選手団ということで、北海道というものが全道大会優勝しまして全国で出場すると、その権利が北海道代表ということで、ユニフォーム等に謳えるという権利が得られますので、その分、ユニフォームのほうに北海道代表ネームということで、今回、予算を見ております。それから団体で行動するに当たりまして、団体のウェアも全て北海道代表入りのものをそろえてあげたいということで、その分も今回被服費ということで見ております。あと用具費ということで、バレーボールを運ぶためのバックですとか必要な分を計上しております。

合計で264万4,640円ということで、今回の係る経費ということで見込んでおります。

以上、簡単ですけれども資料2の説明とさせていただきます。

ぜひ支援して頑張ってきていただきたいということでございますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。以上で説明とさせていただきます。

斎賀委員長

ありがとうございました。

ただいまの「幌延町スポーツ少年団全国大会出場に関する補助について」委員の皆さんから意見をいただきたいと思えます。

指名を受けてから発言してください。

西澤委員

全国大会に出場ということで、最初の一報を聞いたときは本当に驚いて、よくやったなというふうに思います。私は幌延でもバレーをやっていましたが、そういうことになるんだなあって、すごいうれしく思っています。またそういうことですし、親というか家庭の経済状況で子供たちが行けないっていうことにならないように、本当に支援をしっかりと、大会頑張っていってほしいというふうに思います。

ただ、その中で、私も少年団との関わりを少し持っていた者としては例えばこの被服費について、このユニフォームについては、それぞれ少年団が用意したり個人の物というか、そういうものかなと思います。

現に、予選と全道大会も含めそのユニフォームで出てるわけですし、北海道というネームを入れるのであれば、そこに対する補助は必要であろうとは思いますが、改めてそのユニフォーム新着するというような話は、それぞれの団でやるべきことなのかなというふうには思っていますが、ユニフォームについて、ジャージはまた後でまたちょっと話しますが、ユニフォームについての考え方、これが今後の基準になると思うので。しかも、このバレーだけではなくて他団体、例えば剣道なんかは防具も含め、かなりの額になると思います。少年団が幌延にある以上、その可能性も含めて、これが基準になるということ踏まえて、このユニフォームについての考え方を説明願います。

田村社会教育グループ主幹

今、ご質問いただいた件ですけれども、ユニフォームにつきましてはチームとして今、着るものもありますが、今回ネームを入れるっていう部分で新たに整備していきたいと。今回の応援という部分もありまして、そこも併せて支援していけたらなと考えております。

種目によってそのまま使う競技、例えば野球であればバット、グローブというのはそのまま使っていきますし、そもそも新調する物ではないと考えております。剣道につきましても防具につきましては、そのまま使っていくたり、ただ必要に応じた部分については、もし必要であればそこは見えていけたらなと考えております。このユニホームにつきましては、一式ネームを入れるということもありますので、そこは見えていきたいなと考えているところです。

西澤委員。

実際話を聞くと、ほぼ使ってるユニフォームは1着だけで、古いもう1着は、ほぼ使っていないという話だったので、こういう大会に出る以上は最低でも2着ないと大会を回していけないので、そういう意味では応援していきたいなっていうふうには素直には思っております。ただ、先ほど言った今後のこともあるので、そこを踏まえたある程度の基準をここで示したということになるかなというふうに思います。あと1点、このジャージについては、先ほど次長の説明ではやっぱり団体行動する上でまとまったというような話がありましたが、ジャージはちょっと少し過剰なのか、ユニホームはその大会で着用して出なければならないので、必要な部分っていうふうになるかもしれませんが、このジャージっていうのはどのように考えるか、団体行動だけで、統一したいから、この際買ってくれっていう話でしょうか。

田村社会教育グループ主幹

ジャージの件ですけれども、一応この大会に出るにあたって、過去には少年団活動ではないんですけれども、青年大会等であれば、北海道の選手として行ったときには、決まったものを着用するとか皆さんそろえるっていうのはルールがあって、その活動中にはそういうのを着用するという経緯がありました。今回少年団の全国大会につきましても、もちろん大会に行くっていう形で、ユニフォームだけではなく、その会場にいるときの服装なんかも、やはりそろえていくべきなのではないかということで、参加、移動に伴うジャージについてもチームとして行っている以上必要なものではないかという解釈でおりましたので、そこは見えていきたいなと考えているところです。

西澤委員

ジャージに関しても昔の青年大会の基準っていうか、そこがもとになっての考え方だという話でしたので、理解をいたしました。

本当に滅多にないことなので、今後こういうふうな補助ができるようにもっていかれば、もうそれはうれしいことですので、今回基準をしっかりと示して、我が町としても応援できるということで、本当に頑張っていってほしいなと思います。

私は以上です。

斎賀委員長

ほかにありませんか。

高橋秀明委員

「幌延バレーボール少年団」が代表で全国大会に行くということで、本当に私も喜ばしいことだと思っております。ただ改正案の内容の中に高校生が入ってますよね。

幌延には高校がないということと、あと近隣では天塩、豊富あります、稚内も大谷高校とかあります。そういう中でどういう考えで高校生まで広げて、実際高校が出て、これ甲子園なんかもないわけではないですね。どういう形であれ、いろんなスポーツの関係の方が出る可能性がゼロではないという意味で、高校生まで含めた意味を教えてくださいたいと思います。

そしてもう一つだけあるんですけども、この大会参加費、資料2の中で、小さい金額で1万円なんですけども、この参加費は、ほかから出るっていう可能性はないでしょうか。その2点についてお尋ねいたします。

伊藤教育次長

高橋委員のご質問ですけども、高校生につきましては「中体連」「中文連」と同じように、高校にも「高体連」「高文連」というものがありますので、それらについては学校で負担できるものについては、今回の私たちの補助金には対象にならないんですけども、学校外で活動している場合、「高体連」とか「高文連」以外の活動で、例えば全国大会に出る場合ですとかっていうのが、私たちのこの補助金の対象になってきますので、例えば個人的にピアノをやって全国大会に行くですとか、うちの町に住んでいて、そういう方たちは対象にしていきたいということで、ここに高校生が入っているという形になっています。以上です。

田村社会教育グループ主幹

1万円の大会参加費ですけども、こちらにつきましても参加経費ということで、要綱のほうで1万円とうたわれておりましたので、それについても必要な経費ということで見させていただいております。

高橋秀明委員

先ほどの高校生の説明なんですけども、そしたら「高体連」であるとかそういうので出場するチームとか個人であっても、それについては、この補助金の対象にはならないと。ピアノの件とか、そういう面は理解いたします。その確認だけですな。

あと、参加費について、細かいことを言って、1万円ですからね指摘するのもおかしい話だと思うんですけども、もう一度お聞きします。参加費を入れる必要があるんですか。

田村社会教育グループ主幹

参加費につきましては大会に参加するための経費ということで、これは全国大会の

負担金ということで求められておりますので、それについても全国大会に、掛かる経費ということで考えておりますので、これも含めて支出していきたいと考えております。

斎賀委員長

ほかにありませんか。

植村委員

このたびの全国大会出場、町民としてもうれしいことだと思っております。

今回に限らず、これからもこういったケースが生まれないと限らないと、本当に滅多にないことだと思いますけども、そのための要綱としてあるんですけども、二、三、確認しておきたいなと思います。

まず先ほどから言われてる対象者は、社会人でない小中高校生が限定だということで、収入を得てる社会人が、もしこういう形の大会で出て行く、いろんな大会があつて出ていくというときには、この対象外だということの確認。それから、これは全国のみならず、中にはやはり世界ということも可能性があるのかなと思います。そのときはこの基準を当てはめて運用されるのか、そこら辺をお聞きします。

伊藤教育次長

植村委員のご質問にお答えいたします。

こちらのほう、今高校生以上というお話だと思うんですけども、今回、この要綱自体が高校生までというような対象の中で、ずっと27年度からやってきてますので、それ以上の大人の方ですとか、あと国際大会等に出た場合というところまでちょっとまだ想定はしていなかったもので、今後いろいろと協議をしながら、またご相談をさせていただきながら進めていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願います。

植村委員

スポーツと言えるのかなんていうのか、わからないですけども、今、若い人の中で盛んに熱が入ってやられてるゲーム、何ゲーム言ったっけ、ああいうのも世界大会まであつてプロまで出てきてるといふようなこともありますし、そういったものも対象になって、小中高校生ぐらいの間の年代の人がもしそういうことになったときには、対象にしていくのかなという気がしたんで、そういった世界大会というものも視野に入れた中で、こういった規定を策定していくということが必要になってくるのかなと思ったんで、しました。

斎賀委員長

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

私のほうからちょっと数点でいいですか。

まず今回バレーで行かれるということなんですけども、この補助ですね、これは監

督が親か誰かから補助、全国大会行くから補助をお願いしたいんだってということになって、こういうふうな動きになったのか、これを確認したいのが1点。それと補助金交付要綱の一部を改正するってということなので、全体的にどういうふうに改正されるのか、一度委員の皆さんに要綱一覧表というものを提出してほしいと思います。

それと2点目、文化系の場合もここには書いてあるんですけども、文科系の場合、選手は出品者でしょう。文化系の場合、指導者は誰にするのか。絵なり先ほど言うてる何でも、それを指導してくれた方を指導者というふうにしてよろしいのか、なるのか、どう考えてるかをちょっとお伺いします。

最後に、このユニフォームについてもジャージについてもそうなんですけども、統一された服装でということの説明があったんですけど、シューズとかソックス、これらも含まれているのかどうか、それを確認したいと思います。

田村社会教育グループ主幹

ただいまの質問にお答えいたします。

まず発信は誰かというところで、こちらにつきましては、保護者から今回限らず全国大会に行ったときには負担が大きいという声を聞いておりましたので、今回この機会に見直していきたいと委員会のほうでちょっと検討をしていたところです。

要綱につきましては、現在そのような形で今進めておりますので、もう一度出来た段階でお出しできればと考えております。

文化系につきましては、例えば絵ですとか、木工のときの指導者はどうするのかっていう部分ですが、これにつきましては、例えば表彰式ですとか発表会のときに必要な、受賞された方、スポーツもそうなんですけども、大会に付き添わなければいけない方が必要であれば、その方については対象経費なのかなと考えております。表彰式であれば、個人が出席すればいいことであれば個人まで。表彰式につきましては現時点では、表彰式のみについては、対象としていないんですが、発表の伴うものもあるのかなと、文化については幅が広いので、随時必要な場合については対象としていければいいかなと考えているところです。また出品作品についても搬入がかかりますので、基本的には飛行機ではなくて陸路、フェリーを伴うものになるのかなと想定はしているんですけども、それに掛かる経費についても要綱の対象経費の中で見ていければと考えております。

また最後、ユニフォーム、ジャージ、ソックスにつきましては、そろえるものとして必要な部分については一式という形でユニフォーム代として見ているのですが、シューズについてはそこまで決まりもない中で履きやすさがあるので、個人のもので考えております。そこは個人負担と考えております。

斎賀委員長

わかりました。

先ほどから説明の中で、次長が皆さんこういうふうに改正してこういうふうに見直

ししたいので、全国大会出場を目指してほしいことを願っているっていう言葉を使うんで、文化系でも全国大会出場ですね、結果が決まって全国大会出場で表彰式ですよというふうな。だからそちらにも、ぜひ検討しているっていう言葉なんですけども、ぜひ全国大会で文化系出るのであれば、やっぱり、表彰式でも行って講評を受けて、みんなと意見交換することも大事な場だと思うんで、ぜひそれも可能になるようにしてほしいというのが1点ですね。

それと今わかったのは別にバレーボールをやっている親御さんからチームからも補助金の申請はなかったと。ただ、検討をしているところにそういう全国大会の報告があったので、することになったよということによろしいんですか。

伊藤教育次長

補助金の申請はチームの事務局のほうから必ずありますので、それに基づいていろいろと検討して、今回もそうですけれども、毎回、事務局というか出場したチームのほうから補助申請が上がってくるという形になっております。以上です。

西澤委員

今委員長が言っていたことに関して、スポーツ系は今言ったように監督、コーチ、マネージャーとか認められている部分ってあるので、それに対する補助を出しましょうと、文化系だとなかなか、その辺がちょっと曖昧だったり、例えば親が指導者の場合もあったりするところ、明確に指導者として登録は文化系はしてないけれども、例えば表彰があったときに親が行くとかって言ったときに、基本、親ではなくてその個人が対象だけれども、その人が指導者という名目で補助対象になるのかなというふうに、これは今回に当てはめるとそうなるんですが、補助対象となるもので全国大会の出場権を獲得した個人、団体とするっていうだけになると、今言ったようなところで、指導者ではないけれども指導者みたいな、でも小学生だから、例えば小中学生だから一緒についていかなくちやならないとかっていつきの、何か文言一つ何か入れれないかなと、文言を入れるっていうか何でしょう、対象、獲得した個人団体っていうだけになると、なかなかその文化系で表彰されるときに、その表彰、補助対象者が見えてこないっていうところがあるのかなというふうにちょっと話聞いて思ったんですけど、どうなんですか。

伊藤次長

要綱の内容等につきましては、特に今委員がおっしゃられたとおり文化については、多岐にわたるものですから、ケースがものすごくあると思うんですよ。だから一概にこの要綱の中にその文言をうたうっていうところが非常に難しいかなと思ってます。それと基本的にはその表彰のみっていうのが、今までもそうですけれども対象になっていませんので、そこの部分はどのように今後改正していくかというところも含めて、ちょっとお時間いただければなど。今委員がおっしゃったとおり、かなり難しい判断にはなってくると思うんですよ。それでちょっと時間いただいて、検討

させていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

高橋秀之委員

補助対象となるものの(4)で、「その他」の「教育委員会」が認める大会でありますよね。下のラインと補助金の(5)の(1)から(4)についての中の「ただし、特に教育長が認める経費を対象とする」と、これ「教育委員会」と「教育長」とうたってるんですけど、これの取扱いって、どういう取扱いが「教育委員会」で、また、ほかのほうは「教育長」この使い分けって、どういう使い分けをしているんですか。

伊藤教育次長

これにつきましては、大会等については大枠っていうか事務的な部分じゃないものですから、そこを決めるのは「教育委員会」にかけて決めさせてもらえればなと思っております。あと下の部分、経費の部分については事務的な部分ですので、「教育長」のほうで決めさせてもらえればなというところで「委員会」と「教育長」ということで、表記をさせていただいたところですので。よろしくお願いいたします。

斎賀委員長

よろしいですか。

それでは、以上をもちまして「教育委員会」所管の「幌延町スポーツ少年団全国大会出場に関する補助について」質疑をこれで閉じたいと思います。またよろしくお願いいたします。

3、その他ありますか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、以上をもちまして第3回まちづくり常任会を閉じたいと思います。ご苦労さまでした。

(10時32分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため署名する。

委員長 齋賀弘孝

以上、記録する。

主任 横山薫